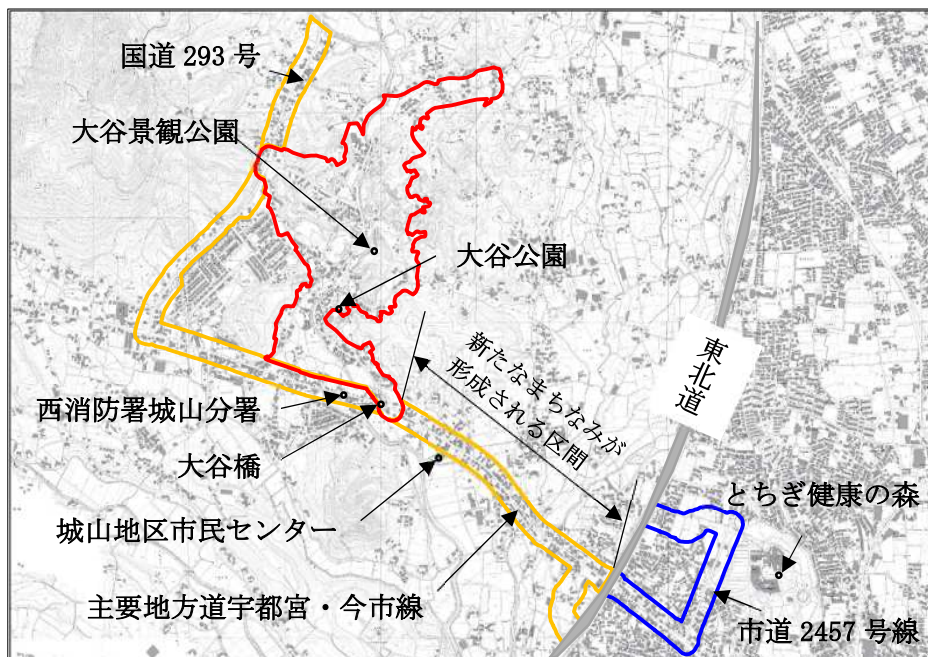


大谷地区における景観形成の取組について

大谷地区では、平成30年に景観づくりの推進を目的として、「大谷地区景観づくり推進協議会」を設立し、令和3年には建築物や屋外広告物などにルールを設ける「景観形成重点地区」・「広告物景観形成地区」として、良好な景観の形成に取り組んできました。

こうした中、「広告物景観形成地区」の大谷街道一部区間におきまして、環境変化により、沿道に新たなまちなみが形成されることから、同区間の「観光地大谷へのアプローチにふさわしい景観づくり」を進めるため、昨年12月に沿線住民や商工関係の代表者の皆様と「大谷地区景観づくり推進協議会 大谷街道沿道部会」を設置し、「景観形成重点地区」の指定を目指し、景観形成基準の検討を行ってきた取組の状況や内容について、ご紹介します。

■ 現在の指定状況



凡例

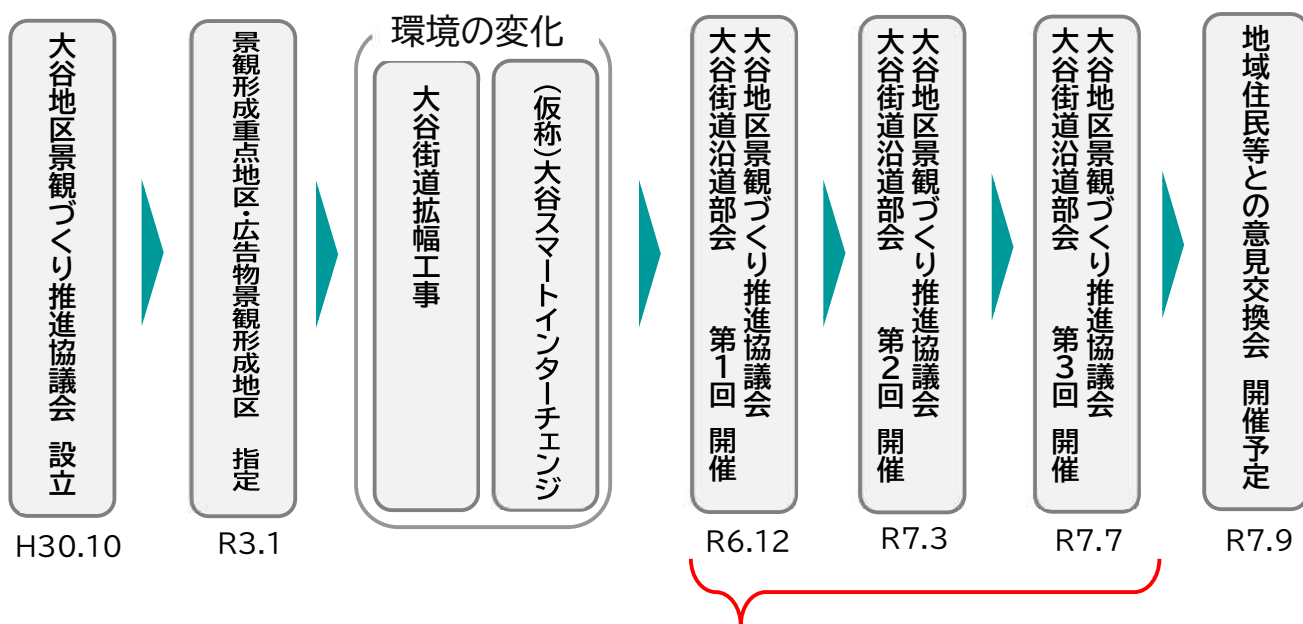
	中央エリア [大谷石のまちなみに相応しいにぎわいを創出するエリア](景観形成重点地区、広告物景観形成地区)
	沿道エリア [観光拠点の導入部に相応しく観光の期待感を高めるエリア](広告物景観形成地区)
	市街地エリア [観光地の入口に相応しい景観を形成するエリア](広告物景観形成地区)

【現在の指定状況など】

大谷地区の景観形成重点地区や広告物景観形成地区の概要や景観形成基準等の詳細な内容については、下のQRコードよりご確認ください。



■ 検討の経過



「大谷地区景観づくり推進協議会 大谷街道沿道部会」で検討を行ってきた内容については、裏面に掲載しています。

第1回 大谷街道沿道部会について(令和6年12月18日)

■第1回では、大谷街道沿道部会の設置と今後、部会で検討していく内容について、整理しました。



景観形成重点地区指定に必要な項目

- (1) 位置及び区域
- (2) 景観形成の目標
- (3) 景観形成の基本方針
- (4) 行為の制限
 - ① 景観形成基準 (建築物・工作物)
 - ② 景観形成基準 (屋外広告物)
 - ③ 届出対象行為及び経過措置

▲赤字で記載している部分を3回に渡って部会で検討してきました。

第2回 大谷街道沿道部会について(令和7年3月19日)

■第2回では、景観形成の基本方針と景観形成基準(色彩を除く)について、検討しました。

【景観形成の基本方針】(大谷街道沿道エリア)

- ・沿道に存在する大谷石建造物を保全し、大谷観光の期待感を高めるまちなみとして活用する。
- ・建築物、屋外広告物の規制・誘導により、街道から多気山や古賀志山への眺望を保全する。
- ・屋外広告物の規制・誘導により、まちなみの眺望を保全する。

景観形成基準(案)

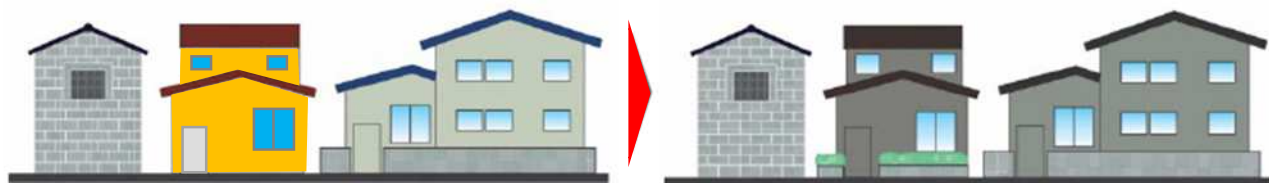
- ・現存する大谷石建造物は適切な管理のうえ、保全に努める。
- ・建築物の外壁の一部に、大谷石を使用する。ただし、外構の一部に使用している場合を除く。など



第3回 大谷街道沿道部会について(令和7年7月16日)

■第3回では、区域と景観形成基準(色彩)、届出対象行為及び経過措置について、検討しました。

景観形成基準(色彩)の具体的なイメージ



屋根・外壁を落ち着いた色合いのものとすることで、大谷石の色彩を引き立たせ、自然に調和したまちなみを形成する。

発行・お問合せ

(宇都宮市 都市整備部 景観みどり課 都市景観グループ)
電話 028-632-2558 FAX 028-632-5421
Mail u55002100@city.utsunomiya.tochigi.jp

